

## 令和元年10月農業委員会定例会議事録

日時	令和元年10月21日(月)午後1時30分～午後2時38分
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	非農地証明願いについて (会長提出議案第1号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第2号～3号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第4号～8号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第9号)
	農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号)
日程第6	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第10号)
日程第7	その他
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	13 岩澤佳宣
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事
農林水産課	杉浦寿課長補佐
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）	<p>定刻が参りましたので、只今から10月定例会を開催します。</p> <p>時候の挨拶</p> <p>本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認調査をしていただいていると思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>なお本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7人で聞き取り調査を行なっていますので、後ほど地区代表者から報告致しますのでよろしくお願いします。</p> <p>本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは14番寒川委員、15番十河委員の両委員よろしくお願いします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項については1件で、賃借人の高齢化による利用権の中途解約となっております。</p> <p>続きまして使用貸借終了農地返還通知は7件受理しており、第1号、第2号、第3号、第6号、第7号は貸人の要望による利用権の中途解約で、第4号は借り手の高齢化による利用権の中途解約、第5号は労力不足による利用権の中途解約です。</p>
議長（会長）	<p>続きまして日程第2 非農地証明願いについて会長提出議案第1号議題として上程いたします。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の非農地証明願いの案件は1件で面積にして4,819㎡です。それでは個別案件の説明をいたします。</p> <p>議案第1号については、昭和46年ごろから50年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお本議案につきましては●●地区の関係案件ですので代表委員からの調査結果の報告をお願いいたします。</p>
上野壽雄委員	<p>事務局の説明の通りで問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第1号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>

議長（会長）	それでは議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第1号原案の通り認めることと致します。 続きまして日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第2号及び第3号を議題とし一括上程いたします。なお今月の議案で第2号が●●委員の関係する議案となり除斥対象議案になりますので後で別審議と致します。 それでは事務局の説明をお願いします。
事務局	今月の4条の案件は2件ございまして面積にして805㎡です。それでは、個別の案件の説明をいたします。 議案第3号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局の説明を終わりました。なお本議案につきましては●●地区の関係案件ですので地区代表委員からの調査結果の報告をお願いいたします。
小川義洋委員	事務局の説明通りで問題ないと思います。宜しく申し上げます。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第3号につきまして質疑等がありましたら発言をみとめます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	では議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号について異議ありませんか
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第3号を原案の通り認めることとし香川県に進達いたします 続きまして●●委員の関係する議案である議案第2号の審議に入ります。 それでは●●委員の退席を求めます。  (●●委員 退席)
議長（会長）	では事務局から説明を求めます。

事務局	議案第2号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で農振の個別除外の事前協議済です。なおこの件につきまして隣接同意でございますが調整中であるとの経過書が添付されておりましたが、その後調整し隣接者からの条件を反映しての計画となっております。また設置後の加入についても申請者から誓約書の添付もされております。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお本議案につきましては●●地区の関係案件で代表委員からの調査結果の報告をお願いします。
楠 豊委員	それではご報告いたします。 会長提出議案第2号の4条申請ですが内容については事務局の説明の通りであります。地区員会と致しましては、現地を確認し隣接の同意はありませんが農業委員が本人と話し納得していただいていることから問題はなかろうということになりましたので宜しく願いいたします。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。 議案第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
佐藤恭一委員	先ほど事務局は同意を得たと言うが、地区代表委員からは口頭でお話ししたとのことで話が違う件についてお聞きしたい。
事務局	同意書はございません。調整中とのことでありましたが、その後条件が出て、条件を反映した転用計画にし、なおかつ設置後の管理についても気を付けて管理しますという誓約書が添付されております。
佐藤恭一委員	同意書ではなくて誓約書によって農業委員さんが指導したという形で同意にかわるような手続きをしたということですか。
事務局	そうとらえていただいてけっこうです。
佐藤恭一委員	誓約書の内容について教えてください。
事務局	今回私が下記申請土地で計画しております●●●●●●●●におきましては責任をもって管理を行い風水害等による●●●●●●●●が計画区域外に飛散した場合すみやかに撤去回収することを誓約しますという管理内容です。
佐藤恭一委員	何の理由で同意がとれなかったか。
楠 豊委員	本人同士の利害関係やいろいろ顔を合わしたらなかなか納得することが出来ない。同意書をもっていっても話にならない。その事業をするためにこうゆ

う条件でしてほしいと言われて、その内容を網羅した形で話を持っていっても顔をつきあわしたらなかなかそれではいかんだろうと話がうまくまとまらない。間に話に入ったら本人も納得してくれました。

佐藤恭一委員

特に県のほうは同意書を求めているので、今回の場合は、誓約書をそれだけそろえたらいけるかなと思います。ありがとうございます。

議長（会長）

他にございませんか。  
それでは議案第2号につきましてお諮りします。  
議案第2号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは議案第2号を原案の通り認めることと致します。  
退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員着席)

議長（会長）

続きまして日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第4号から第8号までを議題とし一括上程いたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

今回の5条の案件は5件ありまして面積にして3, 978㎡5筆でございます。それでは個別の案件を説明いたします。

議案第4号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●です。申請人は香川県東讃土地改良事務所発注のため池改修工事を受注し工事施工するにあたり作業場における工事資材などの仮置きすべき場所を探していた所工事現場に近い土地所有者との一時転用することについて了承されたため転用申請に及んだものでも隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整っています。申請地は旧●●町です。

議案第5号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は、●●●●●●●●●●で権利は●●●●●●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。旧●●町です。

議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●の一時転用で権利は●●●●●●●●●●で併せ利用地があります。地元土地改良区はじめ隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整っています。旧●●町です。

議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●で権利は●●●●●●●●●●です。

地元土地改良区はじめ隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整っています。旧●●町です。

議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●の一時転用で権利は●●●●●●です。地元土地改良区はじめ隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整っています。旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。  
本議案については●●地区、●●地区、●●地区の3件案件です。地区代表委員は調査結果の報告をお願いします。  
まずは、●●地区をお願いします。

上野壽雄委員 第4号議案については、長年堤防からの漏水で悩んでいましたので、それが解消できるということで問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議長（会長） 続きまして●●地区代表委員からの報告をお願いします。

小川義洋委員 この地区で今回初めて●●●がつくので慎重に審議してきました。周りもが生えて家も空家ばかりなので仕方がなかろうということになりました。以上です。

議長（会長） 続きまして●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員 議案6号、7号、8号について、地区では問題なしと判断いたしましたので、審議をお願いいたします。以上です。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第4号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは議案第4号から第8号につきましてお諮りします。  
議案第4号から第8号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは議案第4号から第8号を原案のとおり認めることと致します。香川県に進達します。  
続きまして日程第5 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第9号を上程いたします。なお今月の議案で整理番号30番が●●委員の関係議案になりますので後で審議と致します。

事務局	それでは事務局から説明を求めます。 ●●委員の議案1件を除いて29件です。個人10件、法人3件、中間管理機構16件の合計29件となっております。29件のうち、新規21件、再設定が8件でございます。29件の内、賃借2件、使用貸借権27件となっております。賃借権の状況と致しまして4,000円、5,000円がそれぞれ1件となっております。また期間については、10年9件、8年1件、6年5ヶ月1件、6年8件、5年7ヶ月1件、5年2件、3年7件となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。本案件につきましては一括して質疑に入りたいと思います。質疑がある場合は整理番号を指定の上発言をおねがいします。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第9号について整理番号30番以外について原案とお認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	原案のとおり認めることと致します。 続きまして●●委員の関係議案である整理番号30番の審議には入りますのでそれでは●●委員の退席を求めます。  (●●委員退席)
議長（会長）	では事務局より説明を求めます
事務局	●●●●の議案1件で期間10年の使用貸借権となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。 質疑等何かありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では原案のとおり承認いたします。 退席されている●●委員の着席を認めます。





ものは、田んぼに返すという考えでもって事業を進める予定だそうです。問題なかろうかと思いますが皆さんの審議をお願いします。

岡村義弘委員 ●●●●●●●●●●●●の本社は、●●ですか。どこですか。

農林水産課 本社は、●●です。

岡村義弘委員 現況は、ゼロですか。

農林水産課 ゼロというか持っている農地は、田が3反、借り入れで1反。

岡村義弘委員 農家要件の4反の目標は、達成しているだけけれど。それが●●の●●さんの分だけですか。目標の16丁も●●にありますか。

農林水産課 今おっしゃった●●もそうですけど小方とかそちらの方でも●●に限らず周りの所は、借りていくというようなことです。

岡村義弘委員 シキビは、●●の裏でしているので、そのあたりなら分かるが、●●のこの場所で全然計画もなくどういう理由でしているのか。目標もわからないのに。

農林水産課 シキビもこれから田んぼに植えていく予定です。

岡村義弘委員 これからというのは分かりますが、それで認定農業者が通るのですか。

農林水産課 あくまで5年後の計画の審査となります。

岡村義弘委員 私も早い時に認定されているが、その頃は、自分のしていることがある程度できていた。全部が目標ですか。

農林水産課 そうですね、国も前は、おっしゃるようにある程度その目標の何割とかという要件がありましたが、逆に国の方がそういう要件をつけるのをやめなさいという制度としている。

岡村義弘委員 雇用から全部が目標と言われると、われわれも返答できない。

農林水産課 制度を利用するためにはやる前に認定を受けてないといけない。施設を整備するにあたっての資金借り等があるので。

岡村義弘委員 資金借り等があるのは分かるが、それでもある程度は、自分なりがあつてからとは思いますが、ゼロからというのは初めてですね。

農林水産課	本人さんも農業に関しては農業を全然してないけれど他から聞き、自分で勉強もされており、先ほど小川委員さんがおっしゃっていたように自分が麦やくん炭つくる設備はもっている。それはできるって自分で。また、もともとの職業に取りくまれてある程度めどがついたので今度田んぼの方に還元して水稲とか麦とかに使っていききたいとのことでした。
岡村義弘委員	今までは農林水産省もタッチしていたが、今はタッチなしなのか。
農林水産課	認定農業者は5年に1回更新するたびに審査してもらっています。
上野壽雄委員	やる気だけで実績はないが、国の方針は、認定農家でしなさいという方針だろうけどこれはいかなものかなと質問しようと思っていた。これが国の方針ですか。
農林水産課	そうですね新規の方でも認定計画を出せばという話です。
大塚ノブ子委員	持ち田が3反あるが、今これはどうなっていますか。 これが今それこそ何も作っていないと書いている。
農林水産課	今は作ってないですが、シキビを植える予定です。
大塚ノブ子委員	管理はしていますか。
岩崎治樹委員	農地パトロールでみたが、管理はされている。皆さん心配しているのは、お金の貸借で心配しているが、それはあくまで借りた本人が、たとえば1,500万借りたら1,500万円払わないかん。逃げることは、出来ない。1,500万円はたとえ話ですが。
大塚ノブ子委員	お金がおりてきて機械をちゃんとそろえてスタートするのですか。
農林水産課	もう、くん炭はスタートしています。実際は、くん炭施設をもっていられるという話だったので、すでに準備は出来ているので後は田んぼでそれを使う。
岩崎治樹委員	5年後の更新の時に現況やっとなるかやっていないか審査したらいいじゃないか。お金の内容までは、我々審議したらいけない。
農林水産課	この方の確実に融資を使ってという話は、今のところはされていませんし、今後何かするときに認定農業者の認定をとっていないと、利用する制度に間に合わない事もある。
会長（議長）	5年後の見直しの際に目標どおりいかなかった場合取消しですか。

農林水産課	それも確実に超えてないといけないことはなくてある程度の規模でされていたらいというかその絶対目標を超えていないといけないということはないです。あくまでまったくしてないというではだめですけど。
会長（議長）	どこまでが許容範囲ですか。
農林水産課	おおむね8割です。 遊休農地が増えてきていることは、ご本人さんもすごく心配されている。地元でもあるしそれを何とかしたいというのは前々から自分の考えの中にあってそれを実現するために会社を立ちあげて認定をとってしたい。
岡村義弘委員	新規就農して退職金をつぎ込んでしても4反もあったら草刈りだけで、結局全部パーになったのが何件もある。これをみても目標だけで現況がない。そのへんの不満がある。今までがパーになっている。
会長（議長）	これはいつから変わったのか。
農林水産課	いつからかは分かりませんが、うちの制度自体は4、5年前には新規就農の方でも認定はとれますというふうになっています。
大塚ノブ子委員	●●さんと●●さん地元の●●の人は、どちらかおいでののですか。
農林水産課	●●さんが地元の方で●●の人。ここにはのっていないのですが常時雇用される息子さんが一緒にされるという話とか地元の方が一緒にされるふうにはなっています。
議長（会長）	他にございませんか。 それでは農業経営改善計画の審査について議案第10号についてお諮りします。 異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは原案のとおり承認することといたします。 本日上程の議案については、以上ですが日程第7 その他で事務局ありませんでしょうか。
事務局	事務連絡の報告。 ・全国農業新聞の普及活動 ・市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 ・農家相談

・次回定例会開催日

議長（会長）

以上をもちまして、令和元年10月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（14時38分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 14番

署名委員 15番